

千曲市告示第14号

千曲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修 一

千曲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年千曲市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号ウ中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改め、「被措置児童等虐待」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に規定する入園児虐待」を加える。

第6条第2号中「午後6時」を「午後7時」に改め、同号ただし書中「20時間」を「10時間」に改める。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第10条を削る。

第13条の前に次の1条を加える。

（費用の負担）

第12条 事業を利用する者は、事業に要する費用として、別表第1に定める区分により費用を負担するものとする。

2 利用者は、別表第1及び別表第2に定める額を市に支払うものとする。

3 利用者は、前項に定めるもののほか、訪問支援員が生活必需品の買物その他の支援を行う際、移動のための交通費等を必要とするときは、当該経費の実費相当額を受託事業者を支払うものとする。

第9条第1項中「により、」を「及び千曲市子育て世帯訪問支援事業訪問記録（様式第6号）を」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用期間）

第10条 利用者の家庭の状況等を勘案し、市長が必要と認める期間とする。

第8条を第9条とする。

第7条中「千曲市子育て世帯訪問支援事業利用申請書」を「利用希望日の2週間前まで

に千曲市子育て世帯訪問支援事業利用申請書」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(事業実施場所)

第7条 事業の実施場所は、利用対象保護者が在宅する自宅とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表第1(第12条関係)

区分	利用者負担額(1時間当たり)
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	300円
市民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円
上記以外の世帯	1,500円

備考 別表第1中の「市民税非課税世帯」、「市民税所得割課税額77,101円未満世帯」を、4月から6月までの間においては、「前年度の市民税非課税世帯」、「前年度の市民税所得割課税額77,101円未満世帯」と読み替えるものとする。

別表第2(第12条関係)

区分	中止した場合の利用者負担額
利用予定日の前日の午後5時までに訪問支援員に連絡があった場合	0円
利用予定日の前日の午後5時までに訪問支援員に連絡がなかった場合	1,000円

様式第1号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、

「

希望する期間及び時間等	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	」 を 「
	曜 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金	
	時 間	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	
希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

」に、

「

区	生活保護世帯・市民税非課税世帯・市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯
分	上記以外の世帯・その他（ ）

」

を

「

区	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税課税世帯
分	<input type="checkbox"/> その他（ ）

」に

改める。

様式第 2 号を次のように改める。

千曲市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

千曲市長

年 月 日付けで申請があった千曲市子育て世帯訪問支援事業について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

利 用 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
利 用 内 容	<input type="checkbox"/> 家事支援：食事の準備・洗濯・掃除・その他（ ） <input type="checkbox"/> 育児支援：育児のサポート・その他（ ）	
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
利用者負担額	1時間あたり	円
実 施 事 業 者	名 称	
	電話番号	

様式第3号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

様式第4号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、

「

利用する期間 及び時間等	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	曜 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金
	時 間	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分

」を

「

利 用 期 間	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	-----	---------------

」に

改める。

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に、

「

10	日 ()	:	:			
11	日 ()	:	:			
12	日 ()	:	:			
13	日 ()	:	:			
14	日 ()	:	:			
15	日 ()	:	:			
16	日 ()	:	:			
17	日 ()	:	:			
18	日 ()	:	:			
19	日 ()	:	:			
20	日 ()	:	:			
合 計						

」を

「

10	日 ()	:	:			
合 計						

」に

改める。

様式第6号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に、

「

請求額			円
(内訳) 訪問支援員派遣	円×	時間＝	円

」を

「

請求額			円
(内訳) 訪問支援員派遣	3,000円×	時間＝	円
キャンセル	1,000円×	回＝	円

」に

改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号の次に次の様式を加える。

年 月 日

利用月	事業所名	利用者氏名
年 月		

回数	利用日（曜日）	子どもの様子	保護者の様子
1	日（ ）		
2	日（ ）		
3	日（ ）		
4	日（ ）		
5	日（ ）		

回数	利用日（曜日）	子どもの様子	保護者の様子
6	日（ ）		
7	日（ ）		
8	日（ ）		
9	日（ ）		
10	日（ ）		

市への 引継事項	連絡年月日	担当者名
	年 月 日	
	連絡内容（※利用者からの相談等）	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年2月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。